項第１号及び第２号ロのいずれにも該当しない車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック（以下「その他のバス又はトラック（中古車）」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

b21　その他のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

b22　その他のバス又はトラック（中古車）のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

C　次の算式により算定した額

算式

（c1 ＋c2 × 0.02）＋（c3 ＋c4 × 0.02）

c2 × 0.02、c4 × 0.02 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c1　平成31年改正前地方税法附則第12条の２第２項第１号、第２号、第４号イ、同号ロ及び第５号、同法第12条の２の２第２項第１号イ、同号ロ及び第２号、同条第４項第１号イ、同号ロ及び第２号、同条第６項第１号イ、同号ロ及び第２号、同条第８項第１号イ、同号ロ及び第２号、その他の乗用車並びにその他のバス又はトラックいずれにも該当しない軽自動車（以下「その他軽自動車」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

c2　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第１項第１号、第２号、第４号、第５号イ、同号ロ及び第６号、同条第２項第１号、第２号イ、同号ロ及び第３号、同条第３項第１号、第２号イ、同号ロ及び第３号、同条第４項第１号、第２号イ、同号ロ及び第３号、同条第５項第１号、第２号イ、同号ロ及び第３号、その他の乗用車（中古車）並びにその他のバス又はトラック（中古車）いずれにも該当しない軽自動車（以下「その他軽自動車（中古車）」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

c3　その他軽自動車のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

c4　その他軽自動車（中古車）のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

D　三輪以上の軽自動車（地方税法第四百四十三条及び附則第五十七条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下